各都道府県衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省健康局健康課

情報連携の本格運用開始期日並びに本格運用開始時点において 情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について

日頃より、予防接種行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。)第 19 条第 7 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規 定に基づく情報提供(以下「情報連携」という。)については、平成 29 年 7 月 18 日から試行運用を開始し、申請者等に従来の添付書類の提出を求めつつ、情報提供ネット ワークシステム(以下「情報提供 NWS」という。)を使用した情報連携を行っていると ころです。

今般、内閣官房・総務省から各府省宛に「情報連携の本格運用開始期日並びに本格 運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類について」 (平成29年11月2日付け府番第212号・総官参第35号、以下「通知」という。)(別 添参考)が発出され、本格運用の開始期日を平成29年11月13日とする等の内容が通 知されたとともに、当該通知内容について、関係制度所管部局を通じ、それぞれの所 管制度の実務を行う地方公共団体に対し、周知するよう依頼がありました。

各都道府県におかれましては、当該通知内容をご確認・ご理解いただいた上で、引き続き、適切な情報連携が行われるよう、管内市区町村へ周知していただくようお願いいたします。

併せて、当該通知に添付されている、本格運用開始に伴い省略可能となる書類例などを整理した別紙1,2について、本格運用対象事務の確認や住民への周知等にご活用ください。

なお、別紙2の(参考)に掲載されている事務手続については、試行運用において 課題が把握されたこと等により、本格運用への移行を延期し、引続き試行運用を行う こととしておりますので特にご留意ください。

また、試行運用を踏まえ、総務省より各府省宛に「地方税関係情報の副本登録について(周知依頼)」(別紙3)が発出され、情報提供ネットワークシステムを使用して地方税関係情報を照会する際の留意点が示されたところです。

各都道府県におかれましては、これを参考に情報連携を行っていただくよう、管内市町村(特別区、一部自治組合及び広域連合を含む。)にこの旨を周知していただきますようお願いいたします。